

議案第 82 号

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 27 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例

つくば市建築基準条例（平成 12 年つくば市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 137 条の 14 第 3 号ロ」を「第 126 条の 2 第 2 項第 1 号」に改める。

第 29 条第 1 項中「第 112 条第 18 項第 1 号」を「第 112 条第 19 項第 1 号」に改める。

第 49 条第 1 項及び第 3 項中「第 112 条第 18 項第 2 号」を「第 112 条第 19 項第 2 号」に改める。

第 50 条第 1 項中「第 112 条第 18 項第 1 号」を「第 112 条第 19 項第 1 号」に改める。

第 51 条中「第 112 条第 18 項第 1 号」を「第 112 条第 19 項第 1 号」に、「第 112 条第 10 項本文」を「第 112 条第 11 項本文」に改める。

第 52 条第 1 項第 1 号中「第 112 条第 18 項第 2 号」を「第 112 条第 19 項第 2 号」

に改める。

第 54 条の 2 中「第 112 条第 19 項」を「第 112 条第 20 項」に、「同条第 20 項」を「同条第 21 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略）</p> <p>（既存の建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第7条の2（略）</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第9条、第12条、第13条、第18条、第21条、第24条、第29条第2項又は第30条第4号の規定の適用を受けない建築物であつて、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第13条第1項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は令<u>第126条の2第2項第1号</u>に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分</p> <p>3（略）</p> <p>第7条の3—第28条（略）</p> <p>（自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画）</p> <p>第29条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分を有する建築物は、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令<u>第112条第19項第1号</u>若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。</p>	<p>第1条—第7条（略）</p> <p>（既存の建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第7条の2（略）</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第9条、第12条、第13条、第18条、第21条、第24条、第29条第2項又は第30条第4号の規定の適用を受けない建築物であつて、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第13条第1項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は令<u>第137条の14第3号ロ</u>に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分</p> <p>3（略）</p> <p>第7条の3—第28条（略）</p> <p>（自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画）</p> <p>第29条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分を有する建築物は、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令<u>第112条第18項第1号</u>若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。</p>

2 (略)

第30条—第48条 (略)

(客席部と舞台部との区画)

第49条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等においては、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等においては、第1項の開口部に設けるべき設備は、特定防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められるものとする。

(舞台部の各室の区画避難)

第50条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2・3 (略)

(映写室)

第51条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床又は壁）又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第11項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部

2 (略)

第30条—第48条 (略)

(客席部と舞台部との区画)

第49条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等においては、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等においては、第1項の開口部に設けるべき設備は、特定防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められるものとする。

(舞台部の各室の区画避難)

第50条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2・3 (略)

(映写室)

第51条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床又は壁）又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第10項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部

で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第52条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を有する建築物は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項に規定する主要構造部及び政令で定める外壁の開口部に設ける政令で定める防火設備を有する建築物とし、かつ、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第53条・第54条 (略)

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第54条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第21項の規定を適用する。

第55条 (以下略)

で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第52条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を有する建築物は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項に規定する主要構造部及び政令で定める外壁の開口部に設ける政令で定める防火設備を有する建築物とし、かつ、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第53条・第54条 (略)

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第54条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第112条第19項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第20項の規定を適用する。

第55条 (以下略)